

鴨川市職員ハラスメント防止要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年9月11日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市訓令第5号

鴨川市職員ハラスメント防止要綱の一部を改正する訓令

鴨川市職員ハラスメント防止要綱（令和3年鴨川市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第2項中「総務部総務課」を「企画総務部総務課」に改める。

第9条第2項第2号中「総務部長」を「企画総務部長」に改め、同条第4項中「総務部総務課」を「企画総務部総務課」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。